

[別紙1]

随意契約理由書

神戸市

件名	神崎川ポンプ場3号導水ポンプ分解整備
契約の相手方	株式会社 日立インダストリアルプロダクツ 関西支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由  本業務は、水道局神崎川ポンプ場に設置されている3号導水ポンプの分解整備を行うものであり、定期的にポンプの分解整備を行い性能の維持を図る必要がある。 分解整備するポンプは「株式会社 日立製作所」が独自に製作したものであり、主としてポンプ内部部品の製作・取替及び調整等を行うもので、既存部品との整合及び調整を図る必要がある。そのため、本業務には製作者しか知り得ない製作図書等の技術資料が不可欠であり、これらの資料を所持していない他の業者では分解整備することは不可能である。したがって、本業務の施行に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは上記業者からポンプ事業を吸収分割により承継した、「株式会社 日立インダストリアルプロダクツ」以外にはないため、随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水浄水統括事務所上ヶ原浄水事務所 (電話番号0798-52-5678)